

関市市民活動センター運營業務委託プロポーザル審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、関市市民活動センター運營業務委託における受託候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について必要な事項を定めるものとする。

(審査の方法)

第2条 受託候補者選定の審査方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、関市市民活動センター運營業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の定めるところによる。

(2) 企画提案に関する審査

審査項目及び配点は、別紙1「評価点及び審査項目」のとおりとする。

(3) 審査の対象

審査の対象は、企画提案者からの提案書等の関係書類、プレゼンテーション等とする。

(4) 受託候補者の選定方法

別紙2「プロポーザル審査表」による各審査委員の採点を合計し、総得点が最も高かった者を受託候補者として選定する。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、各審査委員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準点

満点の6割を最低基準点とし、総得点が最低基準点を満たさない企画提案者は、受託候補者の対象としない。

(7) 企画提案者が1者の場合の取扱い

企画提案者が1者のみであった場合でも、審査委員会を実施し、審査の結果、最低基準点を満たしていれば、受託候補者として選定する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。